

社団法人 北海道建築士会根室支部規約

第1条 名 称

この支部は、社団法人北海道建築士会根室支部という。

第2条 事 務 所

この支部は、事務所を根室市内とし、役員会で決定し、会員に通知する。

第3条 地域・支部構成

この支部の地域は、根室市とし、この地域に在住する社団法人北海道建築士会の会員をもって構成する。

第4条 目的・事業

この支部は、北海道建築士会定款に規定する目的並びに事業に準拠して必要な事業を行う。

第5条 役 員

この支部は、次の役員を置く。

支部長 1名、 副支部長 1名、 理事 11名、 監事 2名
事務局長 1名

2 相 談 役

この支部に相談役をおくことが出来る。

3 相談役は、役員会にはかつて支部長が推薦する。

4 相談役は、支部長の諮問に応じ、かつ、会議に随意に出席して意見を述べる事が出来る。

第6条 役員を選任

支部長・副支部長・理事・監事・事務局長は、総会において支部地域在住の正会員のうちから選出する。

2 役員に欠員が生じた場合には、支部長が推薦し、役員会で承認し決定することが出来る。

第7条 役員職務

支部長は支部を代表し、本部評議員を兼ね、会務を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は支部長の指名により職務を代行する。

3 役員は、支部長の指揮を受け会務を掌理する。

第8条 総 会

通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2カ月以内に支部長が地域在住の正会員を召集して開く。臨時総会は役員が必要と認めた時、又は、地域在住正会員の3分の1以上から請求のあった時に、支部長が召集して開く。

- 2 総会の議長は、会員の中から選出する。

総会の議決事項

第9条 総会は、定款及びこの規定で別に定める事項のほか、次の事項を議決又は承認する。

- イ 支部規定の変更
- ロ 事業計画及び収支予算の承認
- ハ 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- ニ その他、役員会で認めた事項

第10条 総会の議決

総会は地域在住者正会員の3分の1以上の出席によって成立する。

- 2 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。
- 3 この支部の規約変更に関しては、出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第11条 総会の議決権

正会員は各1回の議決権をもつ

- 2 議決権の行使は、他の出席会員に委任することができる。
- 3 前項による委任は出席とみなす。

第12条 役員会

役員会は、支部長、副支部長、理事、及び事務局長をもって構成する。

- 2 役員会は、支部長が召集して開き、この規約で別に定める事項のほか支部に関する一切の事項を議決する。

第13条 役員会の議決

役員会は構成員の2分の1以上の出席を必要とし、その議決は出席者の過半数で決し可否同数の時は支部長が決める。

第14条 経 費

この支部の経費は、本部からの交付金、事業から生じる収入、寄付金その他で支弁する。

第15条 会計年度

この支部の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第16条 予算、決算の承認

この支部の収支予算、収支決算は監事の意見を付し総会の議決を得て本部理事会の承認を得るものとする。

第17条 補 則

この規約で特に明示していない事項は、すべて社団法人北海道建築士会定款及び細則に準拠するものとする。

第18条 付 則

この規約は昭和54年1月1日から施行する。

第19条 改正に伴う付則

この規約は昭和56年1月1日より施行する。

2 この規約は平成3年1月1日より施行する。